

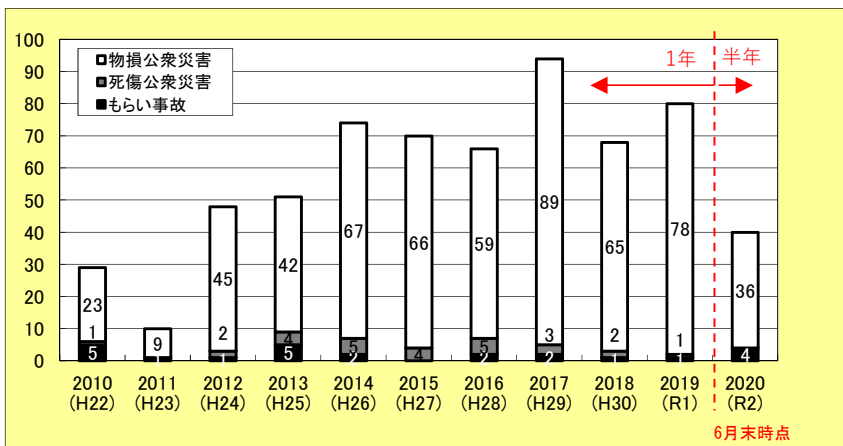
公衆災害に注意！！

令和2年7月1日発行

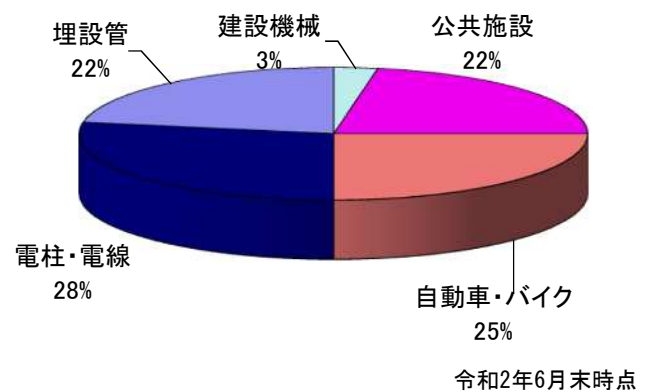
1. 公衆災害発生状況 令和2年6月末時点（暦年）

令和2年6月1日に策定した「令和2年度県工事事務事故防止対策事業計画」の最重要テーマのひとつに“物損公衆災害（電柱・電線，埋設管）の防止”を掲げ，事故防止に努めておりますが，物損公衆災害の事故が後を絶ちません。

令和2年6月末時点（暦年）の公衆災害は物損公衆災害が36件発生しており，内訳は電柱・電線が28%，自動車・バイクが25%，埋設管が22%となっています。電柱・電線や埋設管の事故の多くは誘導員等を配置せず単独で作業している際に多く発生している傾向が見受けられますので，労働安全衛生規則を遵守の上，安全な施工に配慮して下さい。



【公衆災害・もらい事故の発生傾向】



【公衆災害内訳】

■災害事例1 【電柱・電線】

事故概要

25tラフタークレーン移動の際に，ブームを伸ばしたまま走行し，上空にあったNTT通信ケーブルを切断したものの。



【事故原因】

- ・ブームを伸ばしたまま走行した
- ・誘導員を配置していなかった など

■災害事例2 【電柱・電線】

事故概要

バックホウで法面整形を行っていた際，バックホウのアームがNTTの光回線ケーブルと接触し，ケーブルを切断したものの。



【事故原因】

- ・架空線の防護を行っていなかった など

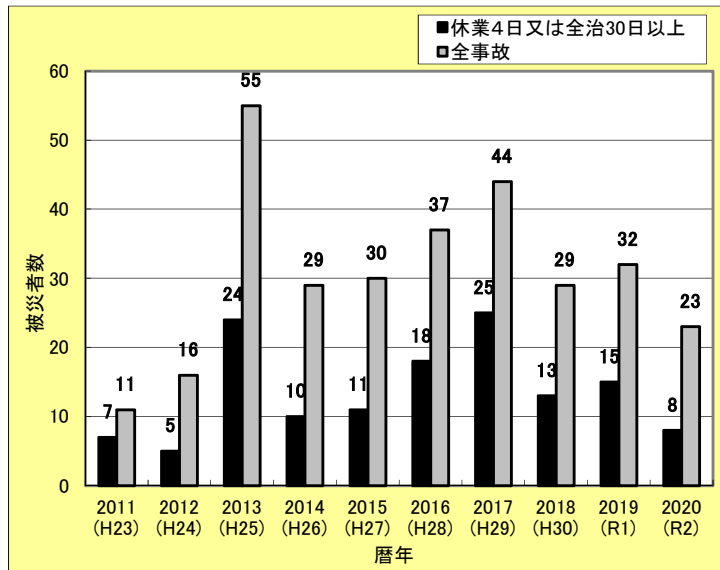
労働安全衛生規則（三百四十九条）

事業者は架空線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で，工作物の建設（一部省略）等の作業を行う場合において，（一部省略）感電の危険が生ずるおそれのあるときは，次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

- ①当該充電電路を移設する
- ②感電の危険を防止するための囲いを設ける
- ③当該充電電路に絶縁用防護具を装着する
- ④前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは，監視人を置き，作業を監視させる

2. 労働災害発生状況 令和2年6月末時点（暦年）

県工事における労働災害発生状況は、**令和2年6月末時点で23名が負傷**しており、**うち8名が休業4日以上又は全治30日以上**の事故となっており、「**転倒**」，「**挟まれ・巻き込まれ**」などによる事故が多く発生しています。被災者数は過去同時期と比較すると減少していますが、今後も各現場において三大災害を中心になお一層、事故防止に努めていただくようお願いします。



【同時期（6月末時点）の被災者数】

事故の型	事故概要	被災程度
転倒	堤防の被覆ブロックの斜面を歩行し、足を滑らせて転倒したものの	骨折
転倒	バックホウの運転席から降りる際に、バランスを崩し転倒した。その際に側溝の角に接触し負傷したものの	打撲挫創
挟まれ・巻き込まれ	クレーンのフックからシャックルを外す際、指を挟み負傷したものの	裂挫創
挟まれ・巻き込まれ	バールにてプレキャスト側溝の高さ調整を行っていた際、側溝が欠け、その反動でバールが外れ、高さ調整を行っていた作業員の指が挟まれ負傷したものの。	骨折挫創
墜落・転落	ダンプトラックの荷台から物を取り出す際、あおり板に足をかけていたが、足が滑り荷台から墜落したものの	骨折

【令和2年の災害事例】

■災害事例3【転倒】

事故概要

踏掛板コンクリート打設中、ポッパーで生コンを荷受けする状況を確認するため、後方を振り向いた際、鉄筋内でバランスを崩し後ろ向きに倒れ、鉄筋に手をつき手首を負傷したものの。

【事故原因】

- ・メッシュロードによる足場確保が不十分
- ・メッシュロード撤去の作業手順の周知が不十分であった



【再発防止】

- ・打設規模に応じた設備計画を策定
- ・作業手順を見直し関係者に周知 など



お知らせ

第5次(H29～R3)県工事事務事故防止対策推進計画及び令和2年度県工事事務事故防止対策事業計画は、下記のURLに掲載していますのでご覧下さい。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/reiwakeikaku.html>



宮城県土木部事業管理課技術企画班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
TEL022-211-3187 FAX022-211-3292
E-mail:d-gijutu@pref.miyagi.lg.jp

